

Environment and Regional Trade Agreements

Summary in Japanese

環境と地域貿易協定

日本語要約

多角的貿易ルールは、WTO（世界貿易機関）全加盟国に貿易自由化の大きなメリットを確保する最善の保証を提供する。しかし、WTO 規則は、より迅速な自由化を望む加盟国が地域統合や二国間協定を締結することも認めている。この意味で、地域貿易協定（RTA）は、多角的協定に代わるものというよりそれを補完するものと見るべきである。

RTA の場合、各国は、多角的交渉の場合にはできないルールやコミットメントについて交渉することが認められている。こうしたルールの一部が今度は WTO の協定に道を開いている。サービス、知的財産、環境、投資、競争政策などはすべて、まず地域交渉で提起され、後に WTO の協定や議題となった問題である。他方、RTA の急増は貿易関係の整合性や一貫性を損ない、RTA 交渉時に開発途上国を不利な立場に追いやり、総じて交渉の資源とエネルギーを多角的交渉から逸らしてしまうという懸念がある。地域主義の問題点を抑制しつつ、そのメリットを最大化するには、RTA の透明性を高めるとともに WTO 規則との整合性を確保することが重要である。

RTA における環境

ここ 2~3 年で RTA は大幅に増えている。RTA は非常に一般化しているので、実質的にすべての WTO 加盟国が今では一つかそれ以上の RTA の締約国となっている。計画されているかすでに交渉に入っているとされる RTA が近い将来に締結されれば、発効 RTA の総数はじきに 400 に迫る可能性がある。

多くの RTA は関税の引き下げを目的としているが、労働や環境など貿易関連のその他の問題を取り扱っている RTA も増えている。現在、大半の OECD 加盟国により交渉されている RTA には何らかの環境規定が盛り込まれている。

RTA に盛り込まれている環境規定の範囲と深さは大幅に異なる。OECD 加盟国の中で、近年締結した RTA に最も包括的な環境規定を盛り込んでいるのはカナダ、欧州連合（EU）、ニュージーランド、米国である。米国が締結している RTA は、貿易問題と環境問題を同等に扱っている点で特徴的である。非 OECD 諸国の中では、チリが RTA に環境規定を盛り込もうと努力していることが特筆に値する。

こうした進展にもかかわらず、重要な環境規定を盛り込んだ RTA は依然として少なく、特に開発途上国の間では、貿易協定の文脈の中で環境を取り扱うことへの大きな疑念が依然として残っている。

RTA の主要な環境規定

これまでのところ、環境の観点から見て最も意欲的な RTA には、包括的な環境関連の章が盛り込まれているか、環境関連の付帯協定があるか、あるいはその両方である。その対極には、協定による一般的な貿易関連義務への例外条項という形でのみ環境問題を取り扱っている RTA がある。この両極の間に、程度の差はあれ、詳細な様々な環境へのアプローチが存在する。

一部の国は、協定を締結する前に、その環境への影響を事前に審査することにより、環境問題を検討している。多くの RTA は、協定の本文や主に環境協力を扱うパラグラフ、あるいは広範な環境問題を取り扱う詳細な章に、環境規定を盛り込んでいる。環境付帯協定を結んでいる RTA もある。そして、一般的な環境問題については協定の本文で取り扱い、特定の問題 主に環境協力 は付帯協定で詳細に規定するという、両方の性格を持つ RTA もある。数は少ないが、当初は環境規定が盛り込まれていなかったものの、後に環境協定によって補完された RTA もある。

多くの RTA でよく見られる環境関連の要素は環境協力メカニズムである。これは、広範な取り決めから、締約国にとって特に関心のある特定分野における協力まで、様々である。協力分野は RTA によって大きく異なり、貿易相手国の発展レベルが同程度か（同程度でない場合、協力の重点はしばしば能力構築に置かれる）や、貿易相手国と国境を接しているかなど、様々な要因によって決まる。

環境基準も様々な形で幅広い協定に盛り込まれている。自国で環境法を施行する締約国の義務は、主に米国やカナダが締結する協定に盛り込まれている。こうした協定には一般に、環境問題の保証に関する規定や様々な執行・紛争処理メカニズムに関する規定も盛り込まれている。数は少ないものの、もっと一般的に高度な環境保護維持への締約国のコミットメントに言及している RTA や、最近ニュージーランドによって交渉されている RTA のように、環境基準の引き下げが不適切であることに言及しているものもある。メルコスール環境枠組み協定など、調和化への取り組みを謳っている協定もある。この場合には、締約国は環境基準の調和化に向けた協力に同意する。

大半の RTA には、締約国の貿易関連の義務と環境規制・基準を採用・維持する権利が両立することを強調する条項が盛り込まれている。当該協定と多国間ないし地域的な環境協定が両立することに言及している RTA もある。

RTA の環境規定に関する交渉

RTA に環境規定を盛り込む理由は様々である。一部の国にとって、RTA に環境規定を盛り込む主な理由の一つは、持続可能な開発という最大の目標に寄与することにある。締約国間の平等な競争条件を確保することも大きな理由である。さらに、共通の関心事である環境問題で協力を強化したいという動機もある。最後に、貿易協定に環境問題を盛り込めば、多国間環境協定などによるより効率的かつ迅速に環境目標を追求できると考えている国もある。

貿易と環境に関する論議では従来、開発途上国の交渉担当者は多角的貿易協定に環境への配慮を盛り込むことに警戒感を示すとみなされている。同様の懸念

は RTA に環境への配慮を取り入れることについても当てはまる。懸念されているのは、環境への配慮が貿易障壁につながることや環境への配慮が財源や人的資源の面で過度の負担となることなどである。

貿易協定の環境規定について交渉している多くの国にとって、最初に乗り越えなければならないハードルは、しばしば国内問題、特に動機付けの欠如やより高次の政府の反対、環境問題に関する交渉能力の欠如、貿易省と環境省の調整不足などである。

国力の不均衡も大きな役割を果たす。協定に環境への配慮を盛り込もうとする国の規模と経済的重要性は議論の結果に影響を及ぼす。市場パワーが大きい国の交渉担当者はその市場パワーをバネに圧力に抗することができるが、中小国の場合は難しい。他方、交渉に柔軟かつ革新的な姿勢で臨めばこうした困難は克服できるかもしれない。

一部の開発途上国が直面する大きな困難の一つは、自国の環境管理制度が緒に就いたばかりなのに RTA の環境規定について交渉しなければならなかったことである。その他の困難としては、地理的な隔たり、言語の違い、各政府のアジェンダに占める環境問題のウェイト、交渉担当者の環境問題に関する専門知識のレベル、協定によるコミットメントの適切な履行に利用できる資源などが挙げられる。環境協力の取り決めはこうした困難の解決に寄与し得る。

貿易協定に環境問題を盛り込むことへの障害や開発途上国が交渉時に直面する困難にもかかわらず、多くの開発途上国は先進国と締結する貿易協定に強力な環境コミットメントを盛り込むことを受け入れている。しかし、現在のところ、開発途上国間の貿易協定で環境に言及しているものはほとんどない。

いくつかの主要な要因は、RTA に環境への配慮を盛り込むことに関する交渉を助長する。例えば、環境問題を貿易協定に適切に盛り込もうとする強力な政治的意思である。この意思が強力な政治的マンデートや法律に反映されていれば、交渉担当者は強力な後ろ盾によって交渉で強い姿勢を維持することができる。貿易協定に盛り込まれる環境コミットメントを均衡の取れた現実的なものにすることや、協定を締結する国の経済と政治の現実を考慮に入れることも重要である。

RTA の環境規定のメリット

環境の視点から見ると、RTA に環境への配慮を盛り込むことの潜在的メリットは多い。例えば、貿易政策と環境政策の相互支援促進、環境法の執行強化と環境基準の引き上げ、環境協力の構築・補強、環境問題への国民参加の強化などである。

しかし、メリットは他にもある。一部の国にとって、環境コミットメントが盛り込まれた RTA の交渉は、改革を推進したり、国内の環境政策プロセス（まとまりに欠けていた環境法の体系化など）を加速したりする原動力となった。さらに、能力構築、貿易当局と環境当局の協力強化、環境問題における地域結合の強化といった成果も生まれている。

環境問題への国民参加

最近まで貿易交渉は一般に密室で行われ、国民はもとより、他の省庁すら関与していなかった。他方、環境問題では国民の関与が強まり、一般化している。今日、各国政府は RTA の交渉と実施で国民参加と公開協議のプロセスをますます利用している。

しかし、RTA の交渉や実施では公開協議は一般化していない。RTA に参加している国の一部は民主主義国ではなく、政策決定への国民参加を最低限にとどめている。安定した民主主義国でも、政策決定への実効的な国民の関与に慣れていない国は多い。他方、公開協議を行う能力はあるものの、公開協議は円滑な交渉の障害になったり、貿易協定の締結を遅らせたりすると考えている国もある。

RTA の交渉や実施への国民の関与が強まっていることは、全般的な意思決定プロセスへの国民の関与を認めていない政府への圧力となっている。この圧力は RTA そのものから生じる場合もあるし、貿易相手国など他の国で交渉の際に利用されていると同様の国民参加アプローチを求める市民社会から生じる場合もある。

主な結論

各国は RTA で貿易問題と環境問題を統合する動きを強めている。RTA の大半は近年締結されており、多くの国は貿易協定の環境規定を実際に履行した経験がほとんどない。これは進行中の学習プロセスであり、各国は他国の経験から大いに得ることができる。RTA における環境問題の進展が多角的貿易体制をサポートするようにするには、透明性と経験の交換が重要である。

RTA で環境問題を取り扱うのは一回限りのことではない。準備、貿易当局と環境当局の調整、優先順位の設定、対立意見の調整などが必要とされ、協定合意後も、その発効期間を通じて貿易問題と環境問題の実効的統合を確保するには継続的努力が必要となる。開発途上国にとって、この継続的努力を行うにはしばしば先進国の貿易パートナーや開発協力機関など他の機関からの財政支援や能力構築が必要となる。

RTA は二国間レベルや地域レベルでの貿易と環境の統合強化に寄与しているが、多国間レベルではまだこうした進展は見られない。実際、印象的なのは、多くの国が RTA に環境規定を盛り込む準備はしているものの、多国間レベルで同様の結果を認める準備はしていない、ということである。

現在のように RTA が急増し、多様な環境規定が RTA に盛り込まれている中、一部の国は、様々な RTA による多様なレベルの環境コミットメントと異なる環境協力プログラムを管理するという複雑化する一方の問題に直面している。近い将来、この問題にさらに留意する必要があるかもしれない。

© OECD 2007

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal, 75116
Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights/

